

「旭大橋高架下（事務所、倉庫、自動車駐車場）入札占用指針」についての質問に対する回答

受付日	質問内容	回答
4月23日	既に施設内に地下埋設から立ち上げてあるように見える電源を利用することは可能でしょうか。	敷地内に設置している引込柱は利用可能ですが、配電については九州電力長崎配電事業所（0800-777-9424）へご相談ください。
	駐車場利用の場合、路外駐車場の届出は事業者が行うこととなりますでしょうか。	事業者にて長崎市へ届出を行ってください。
	当該地の次年度以降の利用計画は既にございますでしょうか（再公募とかはなく確実に1年で占用は終了になるのでしょうか）。	次年度以降の計画は未定です。（再公募についても現時点で未定です。）
	駐車場用途で検討する場合、月極等の利用のために車庫証明を出すことは可能でしょうか。	可能です。ただし、使用の本拠の位置（2km以内）、月極の契約内容（昼間の時間帯のみ利用する等の契約は不可、24時間利用する契約であること）、月極契約者の駐車区画に他の利用者が駐車できない対策がとられていること等の要件を満たすとともに、申請時には契約書の提出が必要であると警察から伺っています。また、駐車場としての占用期間には限りがあることについて、利用者に対して十分な周知が必要であると考えております。
	新設する車の出入り口とされている部分の「車道と歩道」の段差、および「歩道と本敷地」の境の10センチ以上の段差については、貴県により車が入出場できるように工事していただけたと考えていてよろしいでしょうか。また、その工事は占有開始日前に終了しますでしょうか。	ご質問の段差については、道路管理者である県が施工します。また、占有開始前の5月中旬には完了見込です。